

Title	農兵の歴史的意義：暴力の連続体への位置づけをめぐって
Author	ハウエル, デビット
Citation	市大日本史. 16 巻, p.1-11.
Issue Date	2013-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

農兵の歴史的意義 — 暴力の連続体への位置づけをめぐる —

デビッド ハウエル

1 はじめに

本日は「農兵の歴史的意義」というテーマについてお話ししますが、本題に入る前にあらかじめご説明しておかなければならないことがあります。まずは「農兵」の定義です。皆様はご存知のことと思いますが、念のために確認しておきます。字書によりますと「農兵」という言葉には二通りの意味があります。一つは「平時は農業に従事し、事あるときには武装して兵となる者。屯田兵」ということで、土着の武士を意味します。また一つは「江戸末期、幕府・諸藩が農民をもって組織した軍隊。また、その兵士」です。本日は後者、すなわち幕末期に軍隊に組み込まれた百姓身分の者について議論したいと思えます。

もう一つご説明しておきたいのは私自身の問題意識です。言い換えれば、農兵への関心を明らかにする必要があるのではないかと思えます。私は現在いくつかの研究プロジェクトを手がけておりますが、農兵に直接関わるのは19世紀初頭から幕末維新期までの社会秩序の崩壊

に関する研究です。近世後期における社会秩序の崩壊は全国各地に見られた現象ですが、私はとりわけ関東地方を研究対象としております。関東における治安の悪化、農村の荒廃、経済構造の変化といった、支配の基礎を揺るがす社会的経済的不安を明らかにしたいと思えます。そして、その不安を、急激に変化する外交的・政治的環境の文脈で読み取ろうと思えます。いつてみれば、私は内憂外患の地域社会史を心掛けているわけでありませぬ。

自分でいうのはどうかと思いますが、この研究テーマは必ずしも新鮮だといえません。むしろ少しレトロな響きがするかもしれません。先行研究がたくさんあり、その成果もすばらしいものがあります。それでも自分なりに取り組んで行こうと思えます。私のアプローチの特徴は何かといいますと、まずひとつは、なるべく視線を村落社会に据えて議論をしようすることです。すなわち、内憂外患を国家全体の問題、あるいは支配層だけの問題として理解するにとどまることなく、なるべく村落社会の構成員であり、村落で生活を営む百姓身分の人々

の立場から把握しようとする事です。

またもうひとつの特徴は村落社会が必ずしも常に幕藩制権力と敵対する立場にあつたわけではない、というスタンスであります。支配者と被支配者の利害が共通するところを重視することによって、今までの近世村落社会史にみられがちな「搾取する領主とそれに対して抵抗する百姓」の歴史像から若干離れた見解をめざしているわけです。なお、いうまでもなく私は決して搾取と抵抗の史実を否定するつもりはありません。ただ、支配者と被支配者が利害を共にすることがしばしばあつたことを認めた上で、立場の違いから生じる意識のずれを明らかにすることがより建設的ではないかと思ひます。

2 農兵の諸形態

これから本題に入りたいと思ひます。まず、農兵の諸形態について検討します。先行研究に頼りながら、幕末期のいくつかの代表的な例をご紹介しますことによつて農兵の全体像を描こうと思ひます。

さて、農兵の分類法はいろいろありますが、よく知られているのは井上清が1953年に提案した四つの類型です。¹⁾すなわち(1)「武士が農村に居住しているもの、郷土やそれになつたようなもの。」(2)「封建領主が、農民町人らを、各々その居住地で(中略)軍事的に訓練し(中略)武士常備軍の補充部隊とし、必要のときに動員するもの。」(3)「領主が、農民らを徴集して、居住地および生業ときりはなしで、これを兵營に入れ常備軍に編成するもの。」そして(4)「農民

らが自主的に封建領主や外敵に対抗するために武装した革命的民兵である。」ということですが。

後ほど井上の分類法に話しを戻しますが、ここで指摘しておきたいのは、まず第二のタイプがここで分析を行う幕末のいわゆる典型的な農兵であり、そして第四のタイプは井上やE. H. ノーマンなども期待を寄せ、そして「革命的」な宿命を全うできなかったが故に、最も失望した農兵であつたということですが。²⁾

さて、ここで農兵の事例をいくつか整理してみましよう。武士を土着させて農兵にしようとの提案は17世紀の熊沢蕃山や荻生徂徠の時代にさかのぼりますが百姓身分の農兵を取り立てることが真剣に議論されたのは19世紀に入つてからです。とくに文政7年(1824)の夏に起きた大津浜事件と宝島事件を受けて、幕府や諸藩では海防を強化する方策を探りました。その事件というのは、イギリスの捕鯨船の乗組員が水戸藩領の大津浜と薩摩藩領の吐噶喇列島の宝島に無断で上陸し、宝島の方では流血事件に至つたものです。その影響で翌文政8年にいわゆる無二念打払令が施行されました。

上白石実氏が指摘するよう、幕府では無二念打払令をめぐる議論の中で農兵を募ることが提案されました。評議をした天文方の高橋景保、勘定奉行の遠山景晋、そして町奉行の筒井政憲がそれぞれ上申して、詳細は少しずつ異なりますが、三人共異国船を防ぐためには所々に台場や砲台を築き、近くの漁村や農村の者を動員するよう提案しました。その理由としては、何よりも漁民ほど海岸や海のことをよく知ってい

る者はいないということですが、財政的・実用的な側面も無視できません。といいますのは、武士を動員して列島の長い海岸線の防備に当たらせるのは武士の人口が足りないため物理的に困難だし、また異国船が目撃される度ごとに城下町や陣屋の武士を海岸へ派遣するのは合理的で費用が非常にかかる。それよりも地元の漁民や農民を使った方が遙かに経済的だ、というような主張です。結局、三人の上申は取り上げられませんでした。文政年間から幕藩体制が崩壊するまでの40数年間、農兵をめぐる議論の根底には武士身分の常備軍の人員不足と緊迫した財政状況が常に唱えられた問題でした。³

大津浜事件でショックを受けた水戸藩は独自に農兵を取り立てました。事件後の文政8年5月には郷士の指揮の下で一般農民を「郷足軽」として組織し、海岸の要所に配置しました。常陸国北部の川尻・磯原・会瀬各村に40人ずつの郷足軽と10人ずつの獵師（狩人）を配置する構想でした。実際にそれだけの人数を動員したかどうかは不明です。少なくとも川尻村では26人の郷足軽しか募集されなかったらしく、構想どおりに海防農兵が組織された可能性が低いようです。農閑期に獵師によって鉄砲の打ち方を教わったりして、訓練は本来の生業である農業の妨げにならない程度に押さえられました。彼らの役目は、主として異国船が沖合で発見されたらその動静を観察して、必要に応じて城下に報告することでした。もし異国人が上陸したら彼ら捕えることになつていましたが、天保7年（1836）に農兵制度が廃止されるまでの間、実際にそのようなことは一度も起こらなかったようです。⁴

水戸藩当局は百姓を郷足軽に取り立てながら、取り立てたこと自体が地域社会の秩序を乱す結果になるのではないかと恐れていたようです。文政8年5月、農兵が発足するとほぼ同時に藩から次のようなことが言い渡されました。

- 一、海防ハ勿論張番并他所出之節に限り帯刀勝手次第第二候所、平日心得違無之様岐ト相心得可申事。
- 一、権威ケ間敷義有之候而ハ決而不相成候条、平日村役人（の）下知相用、農事出精可致事。

すなわち、公務に当たっているときは帯刀は勝手次第だが、普段は刀を指してはいけない。そして、権威がましいことをしてはいけない。普段は他の一般の百姓と同様に農業に励み、村役人の差し図に従わなければならない、ということだ。⁵

文政（天保期の水戸藩の海防に当たった農兵はあまり実績を残さなまま解散してしまいました）が、幕末期の他の農兵につながるころが多くありました。ここで指摘しておきたいのは従来の身分的社會構造の矛盾から生じる緊張です。といいますのは、一方、領主側は異国船がもたらす脅威に対する一時的な、まさに便宜上の対策として農兵を募って、郷足軽として海岸の防備に当たらせました。また一方、農兵となった百姓たちはその見返りとして何らかの身分的特権を得ることを望みました。この場合、帯刀して武士らしく振る舞うことを望んだわけです。皆様がよくご存知のように、このような現象は近世期を通してよく見られました。武士にふさわしい役、或はそれに準ずる役

を受け持つ百姓はその役目の象徴として苗字帯刀などが認められることがしばしばありました。しかも、それが特定の場所や場面に限って認められることも決して珍しくなかったわけです。

しかし、百姓を武装させるといふ、普段余り考えられない事態は不安を伴うものであり、藩当局としては村落社会の上下の秩序が崩れてしまうことを恐れていたようです。しかし、皮肉にも農兵の帯刀を許したことが村落社会を不安定な状況に陥れたひとつの要因だったのではないのでしょうか。幕藩権力の許可のもとで武装する百姓は、本来敬わなければならない村役人を見下ろして「権威ケ間敷義有之候」事態を起してしまうのではないかと、藩では心配した様子です。

ここで幕末の幕府や諸藩の農兵について話しを移したいと思います。幕府の伊豆韭山代官江川太郎左衛門英龍は嘉永2年（1849）から海岸防備の人員不足を理由に農兵を組織する必要性を幕府に再三訴えましたが、ことごとく却下されました。英龍の建白が採用されなかった理由は不明ですが、森安彦氏は兵農分離の原理の遵守がその要因ではないかと推測しています⁶。いずれにせよ、ペリー来航以降は、諸藩が農兵を取り立てても幕府においては農兵を忌避する方針をしばらく変えませんでした。

英龍の死後の文久元年（1861）には江川太郎左衛門英敏が再び農兵の必要性を建白しましたが、今回は海防の強化を訴えず、村の治安を維持するために農兵を取り立てることが急務であると主張しました。開港後の国際情勢ではもはや海防を強化する必要がない、というより

も、西洋諸国の圧倒的な軍事力に対して農兵を海岸線のあちらこちらに配置しても無意味だということが明らかになっていました。その反面、18世紀末から徐々に崩れていた社会秩序が天保期以降急激に悪化していたと意識されていたので、英敏が農兵取立の対象を「外患」から「内憂」に切り替えた方がいいと判断したわけです。その判断は妥当といえるのではないかと思います。

ともかく、英敏は間もなく死去しましたが、次の当主の英武のもとで文久3年（1863）10月に江川代官所管轄の相模国や武蔵国などの村々で農兵隊を組織することが命じられました。これが著名な江川農兵であります。その直後、文久の軍政改革の一環として関東地方の他の代官所でも農兵を取り立てることになりました。このようにして武蔵国を中心とした関東の広い範囲にわたる天領で農兵隊が徴集されることになりました。なお、代官の支配を受けない地域は幕府の農兵取立の対象外になっていましたが、1860年代には多くの藩も自ら農兵を組織しました。

取り立てられた農兵の数は決して多くはありませんでした。森安彦氏の調べによりますと、例えば武蔵国の多摩地方においては16の改革組合など、計195の村から415人の農兵が徴募されました。ひとつの村から平均して2名強、総人口の9万7431人の約0.4パーセント、男性の人口4万9431人の0.8パーセントという計算になります⁷。しかし、人口の2000人に一人にも満たない数字であっても、農兵の持つ意味はやはり大きかったです。在村の百姓が武装して、幕藩権

力のもとで鉄砲などの訓練を受け、時には実際の戦闘に参加する、ということはそのまでの身分的秩序を大きく逸脱したことでした。

幕末の関東地方の村々では治安維持の強化が必要となっていたのは冒頭で申し上げましたが、当時の状況としては社会秩序が崩れつつあるとの意識が広く共有されていました。実際に村落社会が内部から崩壊しそうにある状態だったかどうかは別問題ですが、少なくともその認識があったようです。

その認識の根底には悪党の活躍がありました。多数の浪人・無宿・博徒などといった、いわゆる悪党が関東農村を徘徊し、農民から金品を奪い取ったり、喧嘩したり、あらゆる犯罪を犯し、トラブルを引き起こす、一種の社会現象になっていたようです。

なお、「悪党」の実態については不明な点が多々あり、果たして一般農民の日常生活のなかではどのくらいの頻度で「悪党」と出会うようなことがあったか把握できていませんが、少なくとも大きな社会問題と認識されていたことは間違いないです。悪党に対応すべき手段として幕府は文化2年（1805）に関東取締出役という新しい警察機構を勘定奉行のもとで発足させ、幕末までの間、数の面でも、権限の面でも次第に大きくなり、文政10年（1827）のいわゆる文政改革のときにも中心的な役割を果たしたわけです。というわけで、悪党の増長が社会の基盤を揺るがす大きな問題という意識が領主においても百姓の間でも強く存在していたようです。

それでも、只今申し上げましたように、悪党の実態については不明

な点がたくさんあります。確かに関東地方を行動の舞台にした有名な博徒集団がありますし、悪党の犯罪例を見つけるのも難しくはないのですが、悪党の全体像をつかむのは意外と困難です。つまり、治安の悪化の「意識」と「実態」の関係が今ひとつはつきりしないわけです。

幕末期の農兵の歴史的意義を考えるにあたって、悪党の実態が不透明であることはたいへん重要だと思えます。なぜならば、悪党が村落社会を外から脅かすいわば「外敵」だとすれば、農民全体が一体となって、領主の協力を得てそれを排除するということになりましたが、「悪党」がもし、村落社会内部から発生するものとすれば、事態は非常に複雑になります。

といいますのは、幕末期には世直しその他の百姓一揆が発生したとき、その首謀者が「悪党」であると表現することが非常に多く、「不穏をおおる者」イコール「悪党」という方程式になっていました。結局、一揆の指導者の正体がかめなない状態になります。要するに、それが村落社会の正当な構成員、すなわち百姓なのか、それとも外部から進入してきた従来のイメージの「悪党」、すなわち浪人や無宿なのか、史料の文面だけから読み取れないことが多くあります。

先ほど申し上げたように、江川農兵を組織した目的は、村の治安を維持することでありました。したがって、農兵の対象は悪党であったといえることになりました。ですから、「悪党」と、村落社会に根付いている一般の百姓（たとえそれが一揆に参加しているとしても）を識別する必要があったはずで、悪党など、「良民之害相成候もの」が

地域社会の平和を脅かせば、「万一手二余り候ハ、打殺候而も不苦事」と、関東取締出役からの触書が示すように、幕末の混乱期においては悪党の正体をめぐる問題は、文字通りの死活の問題でした。⁸⁾

関東地方では農兵がもつとも活躍したのは慶応2年(1866)6月に起きた武州一揆でした。開港後の急激な経済状況の変化が一揆を引き起こした原因でしたが、鎮圧されるまでの約一週間の間に、現在の東京都西部と埼玉県で多くの在郷の商人の家が打ち壊され、放火され、広範囲にわたる猛烈な暴力が一揆のひとつの特徴でした。

一揆を鎮圧するにあたって農兵が大きな役割を果たしたようです。多摩地方の日野宿や田無村、蔵敷村など、活躍がよく知られている農兵隊は積極的に戦闘に参加し、刀や鉄砲を使って一揆勢を攻撃し、複数の人を殺したと伝えられています。鎮圧に動員される武士と違って、一揆勢と同じ地域に住む農兵は速やかに起動し、一揆の早期鎮圧に大いに貢献したわけです。江川太郎左衛門英敏が建白書で予想した通りに農兵の動員が成功しことになりませんが、逆に、一揆勢から見れば、武器を与えられた農兵は長期にわたって築き上げられた百姓一揆の「作法」を否定して、共同体の団結を裏切って、自己の財産を守ることによって支配者によって支えられる新しい政治経済を選んだように見えますに違いありません。⁹⁾

日野宿農兵を率いる日野宿の名主で豪商の佐藤彦五郎の息子が大正年間に記した父親の回顧録によりますと、農兵が殺人的暴力を行使してきたのは一揆勢を「暴民」と見なし、自分らの、あるいは他の者の家

屋や財貨を打ち壊しから守るための正当な自己防衛だと判断したからです。しかし、少なくとも彦五郎の場合はそんな状況の中で殺人的暴力に至ったことを遺憾だと思うどころか、相手を斬り殺したことを思い出して、「其快よさ言んかたなし」と語ったということです。¹⁰⁾

もし農兵に参加した人々がすべて日野宿の佐藤彦五郎のような者であったならば、農兵の歴史的意義を語ることは非常に単純でやりやすかったかもしれません。若干オーバーな解釈をすれば、富をたくさん蓄えて、開国によって開けつつある資本主義経済の可能性を積極的に受け入れて、またそれを可能にしてくれた権力に自分の運命を託し、そしてそれに対して抵抗し、蜂起する無産層を容赦なく叩き付けた、というような語りになるでしょう。

しかし実態はもつと複雑でした。まずは農兵に徴集された人々の個人的な経済状況や村落社会における地位を見てみます。時間の制限もあり、具体的な例を挙げて細かく分析をする余裕がないのですが、関東地方をはじめに、列島各地を取り上げた農兵研究を見ますと、農兵として動員された者たちは必ずしも高い持ち高を所有したり、名主、組頭のような村役人の地位にあたりたりしたわけではありません。確かに村落の人口の比率で考えれば、村役人層(実際は村役人本人よりもその息子たちが農兵になることが多かったようだ)が占める割合はかなり高かったのですが、農兵隊には持ち高の低い者、あるいは全く土地を所有しないいわゆる水呑百姓も入っているわけで、稀には士官に相当する指導的な地位につく者さえおりました。¹¹⁾

に積極的に武装し戦闘に加わって、そしてたとえ相手が同じ地域の百姓であっても、積極的な殺人的暴力を施した農兵もいれば、川越藩の農兵取立反対運動を起こした百姓もいました。そして、積極的に武装しても、農兵として領主の直接の指揮の下で動員されるのを嫌った百姓もいました。同じ関東地方でも、似たような社会経済的状态にあった者の農兵に対する反応が多様だったわけです。しかし、関東の農兵の様々な形態を見ても、井上清が1953年に書いたように、「第二の農兵も幕末維新の動乱期には、しばしばこの革命的民兵に転化する可能性をもっていた」という事態には至らなかつたように思われます。

3 農兵の歴史的意義

ここで農兵の歴史的意義について考えてみたいと思います。まず、今日の講演の副題にあります「暴力の連続体」についてご説明します。聞き慣れない表現だと思いますが、従来の百姓一揆研究に対して、私が抱き続けてきたささやかな疑問から生まれた概念です。百姓一揆研究によって描かれる民衆世界には「日常」と「非日常」がはっきり区別されて、暴力は一揆の際にしか起こらないものとして位置づけられているのではないかと思います。すなわち、暴力は「非日常」的な現象である、ということになります。その位置づけ方の副産物として日常の民衆世界は一切暴力を伴わないものとして描かれる傾向があるように思われます。

そのような描写の仕方は成行きできたのでしょうか、百姓一揆研究

の研究史を考えれば不思議ではありません。といいますのは、自由民権期の小室信介の『東洋民権百家伝』に始まり^⑩、近世農民闘争論や民衆研究を経由して成立した百姓一揆のイメージでは、民衆が暴力を行使するのは自己の正当なる防衛の際に限るのであり、反対に民衆の日常生活は暴力を一切伴わない、異様なほど穏やかなものである、ということになります。

しかし、実際には日常生活のなかにも暴力が潜められているものであります。家庭内暴力から、例えば祭礼の際に起きる若者同士の喧嘩、あるいは田畑を荒らす鹿や猪などの害獣を駆除するときには殺生、そして外部から村落社会を脅かす浪人・無宿などの悪党がもたらす暴力まで、あらゆる場面で暴力に出会う可能性があり、暴力は民衆の日常生活に深く根付いているものであったということです。^⑪

暴力の連続体というのは、民衆世界に潜められていたあらゆる暴力の可能性を示唆するものであります。いかにも非日常的な大規模な広域打ち壊しはその一極にあり、誰の目にも触れない家庭内の日常的な暴力もまたその一極に位置づけられます。

今までの話しは主に先行研究の成果に頼りながら分析を進めてきましたが、私も史料に当たって農兵の問題について考えようとしています。ここで一本だけの史料をご紹介します。

この史料は関東地方ではなく、広島県立文書館に保管されている極楽寺文書のものであります。その内容を見れば、農兵の歴史的意義を見事に物語っている一種の縮小図のようなものといえるのではないかと思います。

ます。元治元年（1864）に広島藩が農兵の徴募に踏み切ったときに作成されたもので、農民に対する講演の記録です。

口演頭書

方今之形成海岸夷賊之防而已ならず、近来浪人体之者党を結び、民間相悩せ候哉之風聞も有之、何時何地も如何様之儀可差起哉も難計、異条有之節ハ勿論御人数被差出候得共、何分广大之郡中、容易ニ御手も難被為届、乍去急場防方之御手当無之候而者、御国威も不立、百姓共おゐてハ忽難義推移候ニ付、此度郡々枢要之地江侍中勤番被仰付、農兵御取立急速御間欠ケ不相成様御手当被成置度ニ付、上下心を一ツニして、忠孝之大儀を不取失一旦致苦勞候共、幾久敷安穩ニ渡世いたし候様ニとの深御趣意役人共方申談候処、其方共右之御趣意難有奉感戴、農兵相成り候段、天晴殊勝之至ニ候、右ニ付、格御引上ケ、重キ御目通り等被仰付候義ハ誠以祖先へ対面之至り、難有事ニ者無之哉、式百余年御恩沢を蒙り候下身前、事有節者、佚ニ上之御垣ニ相成候義ハ申迄も無之義ニ候所、斯迄も郷取扱被下候上者、弥以御国恩大切ニ相心得常ニ農業出精いたし、農間ニ武芸心懸ケ、農兵之者共ハ伍長之差図ニ随ひ、伍長之者共者組頭へ随ひ、組頭者頭取之指揮ニ随ひ、其期ニ臨、不覚之義無之拗身命可尽忠節もの也

子四月

進藤八郎右衛門

農兵 共

「方今之形成海岸夷賊之防而已ならず、近来浪人体之者党を結び、民間相悩せ候哉之風聞も有之、」と始まりますが、最初から外患も内憂も登場します。そして、いつ、どこから問題が生じるかわからないので、ことがあるたびごとに藩の常備軍を送り込むのは難しいので農

兵を取り立てる必要があると続きます。それは大変なことですが、「上下心を一ツニして、忠孝之大儀を不取失一旦致苦勞候共、幾久敷安穩ニ渡世いたし候様ニとの深御趣意、」すなわち、領主以下、身分の下に関わらず、官民が一体になって、しばらくの間辛抱すればまた安穩に暮らせるようになるだろうとのことでした。

そして、「右ニ付、格御引上ケ、重キ御目通り等被仰付候義ハ誠以祖先へ対面之至り、難有事ニ者無之哉、」すなわち、真面目に農兵を勤めれば、下級武士への格上げの可能性もありますし、大名に対してお目見えも許される、ということ、領主に対する恩だけではなく、祖先に対しても責任を果たすことができる約束しています。

最後に「弥以御国恩大切ニ相心得常ニ農業出精いたし、農間ニ武芸心懸ケ、農兵之者共ハ伍長之差図ニ随ひ、伍長之者共者組頭へ随ひ、組頭者頭取之指揮ニ随ひ」とあります。このように、格上げの可能性を示唆しながらも、やはり農兵の本性は農民であり、「御国恩」を報いるためにはやはり農業を励まなければならないし、そして、村の上下の秩序にそった農兵の士官体制に従わなければならないという保守的な文言で締めくくっているのです。

農兵を語るとき、「無二念打払い令」から「無二念打殺し令」への歴史だと表現できます。そのキーワードは何よりも、「恐怖」と「暴力」であります。他者への恐怖。その「他者」が異国船でやってくる西洋人であっても、村々を徘徊する正体のわからない浪人や無宿などの悪党であっても、恐怖の気持ちは同じです。そして「暴力」です。

須田努氏・中西崇氏・渡辺尚志氏など、暴力の社会史に取り組んでいる研究者は最近多くなってきましたが、未だに議論はどうしても世直し一揆や打ち壊しなどの組織的な反乱・蜂起に集中してしまっています。

これからは、農兵のような公に組織された農民の農民に対する暴力行使の主体から、悪党の存在が示唆するような、漠然とした「暴力の予感」の主体まで、凶器を手にした百姓の心情に迫って行きたいと思います。これができれば、農兵を「暴力の連続体」へ位置づけるための貢献になると思います。¹⁹⁾

4 結びにかえて

最後に英語圏の日本史研究における農兵の位置づけについてごく簡単に紹介して、本日の講演を終わりにしたいと思います。E. H. ノーマンが1943年に発表した日本の農民と軍隊についての短い本からの引用文を見ましましょう。戦時中の作品ということで、日本の軍事主義のルーツを探る一環として徴兵制の成立を重視した研究書です。

徳川時代の末期に甚だ複雑な形で現れた農兵制度の歴史的意義は、徳川乃至は諸藩の軍隊を補充するために、農民に武器を与えて之を軍隊として訓練したといふ単にそれだけの事実を遥かに越えるものである。それは、政治的乃至社会的領域たると文化的領域たるとを問はず一切の進歩を遮ってゐたところの、封建主義の根基そのものを断ち切るといふ問題であつた。かくして、新しい兵制は新しい社会組織を要求した。²⁰⁾

ノーマンは長州藩の奇兵隊を非常に高く評価しましたが、引用文は

農兵の全体像について書いた文章なのです。内容を要約しますと、農兵は単に封建的常備軍の補助的な存在ではなく、徳川封建体制を根こそぎにする可能性を包含していたと主張するものでした。そこでノーマンは奇兵隊を例に挙げていますが、幕末の農兵と明治維新後の徴兵制との連続性を強調していると同時、農兵が「革命的民兵」へ発展する可能性をもちながら、最終的には保守的な近代国家の体制に飲み込まれてしまったことを嘆いているわけです。

ノーマンの研究がアメリカの日本史研究に大きな影響を与えたが、1960年代の近代化論ではノーマン批判があり、一時は忘れられた存在になろうとしました。しかし1970年代の近代化論に対する批判が広がって、ノーマンを再検討する研究がたくさん出ました。そのなかで、トマス・ヒューバーの幕末期の長州藩の研究が1981年出版されましたが、ヒューバーはノーマン以上に高杉晋作が率いる奇兵隊を高く評価して、文字通りの革命的可能性を潜められたものとして議論を進めました。²¹⁾

ヒューバーに対する批判もいろいろありましたが、研究者の絶対数の少ないこともあって、ヒューバー以来英語圏の研究者による農兵の研究は、私の知っている限り、コリン・ジャンドリル氏の最近の論考しかないようです。それはやはり奇兵隊を含む長州の諸隊を中心とした論説になっています。²²⁾

このことをご紹介したのは、私が今回の研究の一環として農兵を調べようと最初に思ったときには、ヒューバー経由のノーマンの農兵論を意

識していました。それに対して、日本ではとくに最近になって農兵研究が盛んになって、60年前の見解よりかなり進化した議論がなされています。やはり個別研究の積み重ねが非常に大切なんだなと思いました。

これで講演を終わりにしたいと思います。今日は永い時間、ご清聴ありがとうございました。

【註】

- (1) 井上清「日本の軍国主義第一巻 天皇制軍隊と軍部」(東京大学出版会、1953年)。
- (2) E. Herbert Norman, *Soldier and Peasant in Japan: The Origins of Conscription* (New York: Institute of Pacific Relations, 1943)。
- (3) 上白石実「農兵をめぐる議論と海防強化令」(『日本歴史』719、2008年、36～52頁)。
- (4) 鷲松四郎「前期の川尻詰海防農兵について」(『日立史苑』4、1991年、15～25頁)。
- (5) 同右、19頁。
- (6) 森安彦「里正日誌」からみた村の幕末維新②—武州多摩郡蔵敷村組合農兵制の展開過程—(『中央大学文学部紀要』182、2002年、151～188頁)。
- (7) 同右。
- (8) 史料37「廻り田村小町家文書」武蔵国入間郡所沢村名主宅における関東取締出役安原兼作演説(文久3年6月21日)『東村山市史7 資料編 近世1』東村山市史編さん委員会編、1995年、755・756頁)。
- (9) 保坂智「一揆の作法—その成立と変質—」(保坂智編『一揆と周縁』青木書店、2000年)。
- (10) 中西崇「武力を担う百姓の意識—江川農兵人を事例に—」(『人民の歴史』182、2009年、13～25頁。元史料は「多摩川築地河原辺鎮庄備忘録(抄)」(『武州世直し』授史料)第二巻、慶友社、1974年、88～90頁)。

- (11) 茂木陽一「幕末期幕領農兵組織の成立と展開—多摩郡蔵敷組合農兵を例として—」(『歴史学研究』464、1979年、18～26頁)。
- (12) 福島正義「幕藩制の崩壊と川越藩の農兵反対一揆」(『地方史研究』21-1、1971年、11～25頁)。関連史料は大井町史編さん委員会編『川越藩における農兵取り立て一件資料』(『大井町史料』第六集、埼玉県大井町教育委員会、1980年、参照)。
- (13) 杉仁「近世の地域社会と在村文化 技術と商品と風雅の交流」(吉川弘文館、2001年、259～273頁)。
- (14) 群馬県立文書館蔵勝田武雄家文書P8425-91(文久3年10月)。David L. Howell, "The Social Life of Firearms in Tokugawa Japan," *Japanese Studies* 29.1 (2009) : 65-80 参照。
- (15) 群馬県立文書館蔵飯塚馨家文書P8214-2153(慶応2年12月)。
- (16) 小室信介『東京民権百家伝』岩波文庫、1957年。原著は1883年～1884年。
- (17) たとえば上総国武射郡戸田村の祭礼の際に起きた喧嘩がそのいい例である。千葉県立文書館蔵麻生家文書イ44-16「百姓市左衛門祭礼之節逢打擲候ニ付御檢使一件書類」(慶応3年9～10月)。動物の駆除に関してはHowell, "The Social Life of Firearms in Tokugawa Japan," を参照。
- (18) 「演頭書」広島県立文書館極楽寺文書9205-1(子(元治元年)4月)。
- (19) 富山一郎「暴力の予感—伊波普猷における危機の問題—」岩波書店、2002年。
- (20) E. H. ノーマン著『日本における兵士と農民—日本徴兵制度の諸起源』(陸井三郎訳) 白晝書院、1947年、74頁。
- (21) Thomas Huber, *The Revolutionary Origins of Modern Japan* (Stanford: Stanford University Press, 1981)。
- (22) D. Colin Jaundrill, "Military Reform and the Illusion of Social Mobility in Bakumatsu-era Chōshū," *Early Modern Japan: An Interdisciplinary Journal* 20 (2012) : 33-45。
(ハーバード大学)